

【変更登録申請 添付書類】

変更事項		添付書類
氏名・本籍	(日本国籍)	(c)戸籍抄本又は戸籍謄本 ・現在戸籍で変更の事実を確認できない場合は、改製原戸籍や除籍 (i)その他添付書類（旧姓の併記を希望する場合） ・住民票抄本(旧氏欄に併記する旧姓が記載されたもの)
	(外国籍)	(d)住民票 ・本名、通称名、国籍、在留カード番号、備考欄が省略されていないもの。個人番号（マイナンバー）が記載されたものは使用不可。 <u>※「(c) 戸籍抄本又は戸籍謄本」の部分にファイルをアップロードしてください。</u>
住所	(住民票変更有)	(d)住民票 ・個人番号（マイナンバー）が記載されたものは使用不可。 ・2回以上変更があり、住民票抄本で確認できない場合は、戸籍の附票
	(住民票変更無)	(i)その他添付書類
	(居所登録・居所変更)	(i)その他添付書類 ・建物賃貸借契約書の写し、社宅証明書、公共料金請求書の写しなど （居所削除の場合は添付書類なし）
	(住居表示変更)	(i)その他添付書類 ・住居表示変更の証明書（通知書）
従事する宅建業者に関する事項	添付資料なし	
該当する申請者のみ添付が必要 変更事項が2回以上変更している場合： (i)その他添付書類 ・変更履歴記入表（すべての変更の流れを記入する） 代理人が申請する場合： (j)委任状 (k)代理人の本人確認書類		
注意事項 ・官公署が証明する書類は、申請日前3か月以内に発行されたものを添付してください。 ・添付書類(a)・(b)は、宅地建物取引士証の裏書きや書換えが必要な場合でも、添付する必要はありません。裏書きや書換えは、（公社）広島県宅地建物取引業協会で行っています。 ・住所の裏書きや新しい宅建士証が急ぎで必要な場合や、法定講習に伴い変更登録を行う必要がある場合は、紙申請をご利用ください。		